

高岡市プレミアム付商品券事業 取扱店舗募集要項

1 趣旨

消費税及び地方消費税引上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、プレミアム付商品券を発行するにあたり、取扱店を募集し、応募資格等を審査の上、取扱店として承認し登録する。

2 プレミアム付商品券発行事業の概要

- (1) 商品券の名称：高岡市プレミアム付商品券（以下、「商品券」という。）
- (2) 発 行 者：高岡市
- (3) 発行総額：約 930,000,000 円
- (4) 発行部数：約 186,000 冊
- (5) 券 種：1,000 円券
- (6) 販売価格：1冊 5,000 円分の商品券を 4,000 円で販売
- (7) 販売期間：令和元年 9 月 24 日～令和 2 年 2 月 21 日
- (8) 利用期間：令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 2 月 29 日
- (9) 購入対象者：①平成 31 年度住民税非課税者（課税基準日平成 31 年 1 月 1 日）
※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く
②平成 28 年 4 月 2 日～令和元年 9 月 30 日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主
※対象となる子の数の分を購入可能

3 商品券の使用対象とならないもの

- (1) 出資や金融商品
- (2) 土地、家屋等の不動産の購入
- (3) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ
- (4) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
（有価証券、ビール券、図書カード、切手、官製はがき、印紙等）
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業において提供される役務
- (6) 国や地方公共団体への支払い（公営ギャンブルを含む）、公共料金の支払い
（税金、国民健康保険料、電気、ガス、水道料金等）
- (7) その他、本事業の趣旨にそぐわないもの
 - ①現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ②電子マネーへの入金
 - ③自動車、船舶等の購入
 - ④料金を前払いするものの内、有効期限が令和 2 年 2 月 29 日を超えるもの 等

4 取扱店舗の参加資格

高岡市内に店舗を有する事業者とする。

ただし、次に掲げる者は取扱店の募集に応募することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している事業者
- (4) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用している事業者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者

5 取扱い店舗の責務等

- (1) 取引において商品券の受取りを拒否しないこと
- (2) 市内の店舗でのみ商品券を取り扱い、市外の店舗では取り扱わないこと
- (3) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額等を定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう「陳列棚」、「チラシ」等にその旨明示すること
- (4) 有効期間を過ぎた商品券は受け取らないこと
- (5) 商品券を転売、譲渡、交換及び再利用しないこと
- (6) 商品券を店舗で換金しないこと
- (7) 商品券面金額未満の取引の場合であってもお釣りは渡さないこと
- (8) 不足分は現金等で受け取ること
- (9) 商品返品の際の返金は行わないこと
- (10) 多額の商品券（例えば、一人で 25 万円）を一度に使用するといった「商品券の第三者への譲渡等が疑われるケース」を取扱店の従業員が覚知した場合は、高岡市プレミアム付商品券事務局（㈱協和総商内、TEL：0766-21-0636）へ報告すること
- (11) 取引により商品券を受け取ったときは、事前に配布する見本券と使用された商品券が相違ないか確認すること。「(COPY) の文字が浮き出ている」、「色合いが明らかに違う」等、偽造等された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報すること。また、その旨高岡市プレミアム付商品券事務局（㈱協和総商内、TEL：0766-21-0636）へ報告すること。なお、商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、変造、模造等に対して発行者（高岡市）は責を負いません。
- (12) 商品券の見本は、レジ担当者をはじめ商品券を取り扱う全ての関係者に周知すること
- (13) 取引により商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため、券裏面の取扱店名欄に店名等を記入すること。また、既に記入済みのものは、受け取らないこと
- (14) 高岡市が配布するステッカー等を店舗の分かりやすい場所に掲示すること
- (15) 本募集要項及び取扱店用運営マニュアル等に則して、商品券を適正に取扱うこと
- (16) 高岡市、その他当該事業に係る関係者の事業運営に協力すること

6 換金手続き

(1) 換金方法

1ヶ月に2回の銀行振り込みとする。

※換金方法の詳細は後日配布する「取扱店マニュアル」にて必ずご確認ください。

(2) 換金期間

令和元年10月1日～令和2年3月15日まで

※換金期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

(3) 換金手数料

取扱店の換金手数料は無料とする。

(4) その他

取扱店舗には、7～9月ごろに実施する説明会にて、商品券の取扱要領や換金手続きについて説明する。

7 申込方法等

(1) 申込方法

WEBまたはFAX（0766-21-0331）

(2) 募集期間

令和元年7月10日から令和元年9月30日まで

(3) 登録・承認・取消

登録申込みのあった事業者は、高岡市での審査を経て、取扱店として承認する。承認結果は事業者あてに電子メールまたはFAXにて通知する。ただし、承認後であっても下記に該当する場合、承認を取り消すことがある。

① 申込内容に虚偽・不備・不正等があった場合

② 募集要項に違反する行為が認められた場合

③ 高岡市が承認を取り消すことが適当と判断した場合

8 その他

(1) 募集要項に記載のない事項もしくは定めのない事項に関しては、高岡市がその対応を決定します。

(2) 取扱店の情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、専用ホームページに掲示します。また取扱店舗一覧表を作成し、対象者に配布するほか、商品券購入窓口等に設置します。

(3) 商品券の肖像使用はできません。

(4) 本事業は高岡市に対する国の補助事業であることから、国や高岡市の方針等によって内容が変更される可能性がある旨をご了承ください。

(5) 使用者への不利益を与える行為や、故意により高岡市、その他当該事業に係る関係者に対して損害を与える行為等を行った場合は、換金の拒否もしくは損害賠償を求める場合がございますのでご注意ください。